

## 造林事業請負契約書(案)

発注者 分任支出負担行為担当官 置賜森林管理署長 笠井 修一と請負者  
とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月16日に交付した  
国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこ  
れを履行するものとする。また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別  
紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

案件名称	置賜森林管理署 造林事業請負（小国町地区、地拵・植付・下刈・除伐）
案件内容・仕様	別冊「仕様書・図面」のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和08年11月30日
契約期間	契約締結日～令和08年11月30日
納入場所・履行場所	大石沢外3権頭外4国有林外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

甲 分任支出負担行為担当官  
置賜森林管理署長 笠井 修一

乙

## 契約条項

第1条 別冊造林事業請負契約約款中選択される条項及び支給材料及び貸与物件は別紙1のとおりとする。

第2条 本契約の数量等の内訳は別紙2「事業内訳書」のとおりとする。

第3条 本契約に係る特約事項は別紙3「特約事項（造林事業）」のとおりとする。

## 別紙 1

選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払 分の 以内		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

## 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定期日

## 造林事業請負(小国町地区、地拵・植付・下刈・除伐)事業内訳書

## 造林事業請負(小国町地区、地拵・植付・下刈・除伐)事業内訳書

## 造林事業請負(小国町地区、地拵・植付・下刈・除伐)事業内訳書

## 造林事業請負(小国町地区、地拵・植付・下刈・除伐)事業内訳書

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第20条により対応する。